

川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令（案）

川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程（平成19年川崎市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

「第9条第2項」を「第10条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

教育公務員特例法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程 平成19年3月15日教委訓令第1号</p> <p>川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第29号。以下「条例」という。）第19条第5項の規定による川崎市立高等学校の教職員が休職にされたときの給与の支給については、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）及び教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第10条第2項において準用される場合を含む。）の適用を受ける場合を除き、条例第19条第1項から第4項までの規定を準用する。</p>	<p>○川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程 平成19年3月15日教委訓令第1号</p> <p>川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第29号。以下「条例」という。）第19条第5項の規定による川崎市立高等学校の教職員が休職にされたときの給与の支給については、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）及び教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第9条第2項において準用される場合を含む。）の適用を受ける場合を除き、条例第19条第1項から第4項までの規定を準用する。</p>

6

参考

○ 教育公務員特例法施行令（抄）

（教育公務員に準ずる者）

第10条（中略）

2 公立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の実習助手並びに公立の特別支援学校の寄宿舎指導員については、法第11条、第12条第2項、第13条、第14条、第17条、第18条、第21条、第22条、第25条及び第29条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

（※ 法 = 教育公務員特例法）

○ 教育公務員特例法（抄）

（休職の期間及び効果）

第14条 公立学校の校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満2年とする。ただし、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その休職の期間を満3年まで延長することができる。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

